

平成 28 年度 三木市高齢者ファミリーサポートセンターが加入する保険について

- 三木市高齢者ファミリーサポートセンターでは一括して保険に加入しています。
- この保険は「三木市高齢者ファミリーサポートセンター」の活動中に発生した事故のみに保障されます。センターに届けのない活動は除外されます。

協力会員用の保険

★サービス提供会員傷害保険(普通傷害保険)

急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払します。

- ①協力会員の援助活動中
- ②協力会員宅から依頼会員宅までの往復途中
- ③依頼会員宅から援助活動を行う場所までの往復途中

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払する場合
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内に死亡
後遺障害	後遺障害の程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内に 身体に後遺障害が生じた場合
入 院 (1 日あたり)	3,000 円	事故日より 180 日以内で 180 日が限度
手 術	3,000 円×10 または 5 倍	事故日より 180 日以内に病院に おいて所定の手術を受けた場合 ※ただし、1 事故に基づく傷害に ついて 1 回の手術に限ります
通 院 (1 日あたり)	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日が限度

★賠償責任保険(居宅介護事業者賠償責任保険)

援助活動中に起こってしまった依頼会員のケガや提供した飲食物が原因で、保険期間中に日本国内で発生した依頼会員の身体障害または財物損壊について、協力会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払します。

- ①対人・対物事故
- ②人格権侵害事故
- ③受託物事故

保険金の種類	保険金額	支払限度額
対人・対物共通賠償責任	対人・対物(合算)1 名・1 事故・保険期間中	1 億円
人格権侵害賠償責任	1 名・1 事故・保険期間中	300 万円
受託物賠償責任	1 事故	100 万円
うち現金の事故	1 事故	10 万円
初期対応費用	1 事故	500 万円

依頼会員用の保険

★要介護者傷害保険(普通傷害保険)

援助活動を受ける依頼会員が、援助活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払する場合
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内に死亡
後遺障害	後遺障害の程度により 300 万円～12 万円	事故日より 180 日以内に 身体に後遺障害が生じた場合
入 院 (1 日あたり)	3,000 円	事故日より 180 日以内で 180 日が限度
手 術	3,000 円×10 または 5 倍	事故日より 180 日以内に病院に おいて所定の手術を受けた場合 ※ただし、1 事故に基づく傷害に ついて1 回の手術に限ります
通 院 (1 日あたり)	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日が限度

両会員用の保険

★ 研修・会合傷害保険

- ①事前打合せ時
- ②協力会員を対象とした講座・研修会等の会合

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払する場合
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内に死亡
後遺障害	後遺障害の程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内に 身体に後遺障害が生じた場合
入 院 (1 日あたり)	3,800 円	事故日より 180 日以内で 180 日が限度
手 術	3,000 円×10 または 5 倍	事故日より 180 日以内に病院に おいて所定の手術を受けた場合 ※ただし、1 事故に基づく傷害に ついて1 回の手術に限ります
通 院 (1 日あたり)	2,300 円	事故日より 180 日以内で 90 日が限度